

令和9年度高等学校等入学予定者

山形県高等学校奨学金 (育英奨学金)のご案内

—— 申 請 者 用 ——

令和8年7月

山形県教育委員会

【奨学金の貸与の予約について】

山形県では、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を含む。以下同じ）に進学後、奨学金の貸与を希望する方を対象に、進学前に予約奨学生（育英奨学金）の募集をします。

※ 専修学校高等課程は次の課程のいずれにも該当する課程のみ奨学金貸与の対象とします。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科
- (2) 修業年限が2年以上の学科
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

※ 高等専門学校に進学した場合は当奨学金の貸与の対象となりませんので、予約は取消しになります。
(高等専門学校生の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構で取扱いをしています。)

【募集期間】

令和8年8月3日(月) ～ 令和8年9月1日(火)

※ 在学校への申請書提出期限：令和8年9月1日(火)

【申込みの条件】

中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校中学部（以下「中学生」という。）に在籍し、令和9年4月に高等学校へ進学を希望する方で、次のいずれにも該当する方。

- ・貸与希望者を扶養する方が山形県内に住所を有すること
- ・人物、学業ともに優れていること
- ・経済的理由により修業が困難であること
- ・高等学校入学後に独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金、母子父子寡婦修学資金、高等学校定時制通信制修学資金、その他これらに類する資金の貸与を受けないこと。

※条件を満たしているかご心配な場合は、申請前に在学校へご相談下さい。

《貸与希望者を扶養する方が県内に住所を有すること》

高等学校入学時（入学式のあった日）に扶養者が県内に住所を有する必要があります（扶養者が、生活の本拠が県内にありながら単身赴任などで県外に転出している場合は、奨学生が県内の高等学校に在学しているときに限り、奨学金の貸与を継続します。

扶養者が他都道府県に住所を有している場合は、住所を有している都道府県で奨学金の貸与手続きを行ってください（奨学金制度が異なる場合があります）。

【貸与金額・期間】

○貸与月額

区 分		貸与月額
公立等（※）	自宅通学者	18,000円
	自宅外通学者	23,000円
私立の高等学校	自宅通学者	30,000円
	自宅外通学者	35,000円

※ 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校をいいます（以下同じ）。

○貸与期間

原則として令和9年4月から卒業するまでの正規の修業年限です。

ただし、毎年度末に継続手続が必要です。

○家計の目安（下表は、あくまで目安です。各世帯の人数、事情等により異なります。）

※主たる生計維持者とその配偶者の収入について算定します。

世帯数	収入額（給与の場合）	世帯状況（父の給与収入のみの場合）
3人世帯	736 万円以下	父、母、高校生(公立自宅通学)の計3名の世帯の場合
4人世帯	779 万円以下	父、母、高校生(公立自宅通学)、小学生の計4名の世帯の場合
5人世帯	820 万円以下	父、母、高校生(公立自宅通学)、小学生2名の計5名の世帯の場合

※ 給与収入以外の世帯については、計算方法が異なります。

※ 家庭の事情によっては特別控除ができます。この金額以上の収入がある場合でも、奨学金貸与申請書の「所得から差し引かれる金額」欄に該当する項目があれば、学校に相談してください。

【申込から決定まで】 ※ 奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。

選考により奨学金の貸与予約者を決定します。

申込者が多い場合は、前頁の申込基準を満たしていても採用されない場合があります（選考結果については、学校へお知らせします）。

高等学校に進学後も奨学生の募集を行いますので、採用されない場合でも改めて申込みは可能です。

（1） 申込み（本人から中学校に提出します）

提出書類：ア 山形県高等学校奨学金貸与予約申請書

イ 住民票謄本【原本】本籍地記載のもの（マイナンバーが記載されていないもの。同一住所の方全員が記載してあるもので、申請前1ヶ月以内に市町村が発行したもの）

ウ 令和7年の収入を証明するもの（主たる生計維持者とその配偶者の所得）

◎給与所得の場合 — 市町村発行の課税証明書か所得証明書【原本】又は「市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し、（マイナンバーが記載されていないもの）のいずれか。

※令和7年の途中で就職・転職した場合や、令和8年に新たに就職した場合は、勤務先発行の年収見込み証明書（任意様式、勤務先の代表者名の署名・押印のある原本）を提出。失業中で給付金受給中（受給予定を含む）の場合は、「雇用保険受給資格者証（写）を提出。

◎給与所得以外の場合 — 受付日時・受付番号が確認できる「申告内容確認票」又は市町村発行の課税証明書か所得証明書、「市町村民税・県民税納税通知書」の写し（マイナンバーが記載されていないもの）のいずれか。
※ 税務署窓口で書面申告した場合は、申告書（控）に受付日時・受付番号の記載が無い場合、課税証明書か所得証明書のいずれかの原本。

※所得がない場合でも、主たる生計維持者とその配偶者であれば、それを証する書類が必要です。

※上記の証明書等で把握できない所得がある場合、それを証する書類が必要です。

（2） 推薦（中学校から山形県教育委員会（以下「教育委員会」）に推薦します）

（3） 貸与予約者の選考・貸与予約通知（教育委員会から中学校を経由して本人に通知します）

（4） 債権者登録申出書提出（本人から中学校に提出します）

《以下は高等学校入学後》

（5） 進学届提出（本人から高等学校に入学時提出します）

（6） 貸与決定通知（教育委員会から高等学校を経由して本人に通知します）

（7） 誓約書・保証書提出（本人から高等学校に提出します）

【高等学校入学後の手続きについて】 詳細は改めてお知らせします。

貸与予約通知を受けた者は、令和9年4月入学後速やかに、進学先の高等学校に「山形県高等学校奨学金（育英奨学金）進学届」を提出してください。その後「誓約書」・「保証書」を定められた期日までに提出してください（期日までに提出しない場合には、貸与決定を取消し、奨学金は受けられなくなります）。

保証書には、連帯保証人2名（親権者又は後見人1名及び独立の生計を営む成年者で、本人世帯とは別住所、原則として県内に住所を有する者1名）を立て、署名・押印及び印鑑登録証明書の提出が必要です。

～申請書の書き方～

◎黒色のペン又はボールペンで記入してください。記入を誤った場合は、二重線と訂正印で修正し、修正液などは使用しないでください。

◆「保護者」欄は、父母又はそれに代わる人が、自署してください。

◆「同一生計の家族」欄

- ◆本人と生計を一にする全員を記入してください（生計を一にするとは、同一住所の者を指します。単身居住や就学を理由に一時的に別居する者も含まれます。）
- ・就学者は「就学者」欄に記入してください。

「就学者」とは、小学校、中学校、高校、高等専修学校（高等課程、専門課程）に在学する人です。
※専修学校の一級課程及び各種学校（予備校等）など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

- ・「年齢」は申請時点の年齢を記入してください。
- ・主に家計を支えている者には「○」印、別居者には「×」印を配偶者の左につけてください。

「所得の種類」、「収入・売上金額」、「所得」の各欄は、主に家計を支えている人と、その配偶者のものを記入してください。

- ◆「所得の種類」は、給与、商業、農業、林業、水産業、その他の区分で、該当するものを記入してください。

「給与所得」とは、俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらによる性質を有する所得のことです。

「その他」とは、自由業、保険外交員、税理士等によって得ている収入、利子・配当・家賃・買戻金・地代・内職収入・生活保護法による扶助費・失業給付金等の収入のことです。

◆「収入・売上金額」欄

- ◆令和7年1月～12月までの年間の収入金額を記入してください。

【給与所得】

「市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載のある給与収入額。

【給与以外の所得】

受付日時・受付番号が確認できる「申告内容確認票」又は市町村発行の市町村民税・県民税納税通知書、課税証明書、所得証明書の収入金額。

- ※ 書面申告のため受付日時・受付番号が確認できない確定申告書（注）の場合は、市町村発行の課税証明書又は所得証明書（マイナンバー）が記載されていないもの、のいずれかを提出してください。

（注）上記の証明書等で把握できない所得がある場合、それを証する書類が必要です。

- ・同一人で二種類以上の所得があるときは、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入してください。
- ・令和7年の途中で就職・転職（開業・転業等含む）した場合や、令和8年に新たに就職した場合は、申込時現在の月収及び賞与等を参考に、1年間の所得を推算してください。

- ・課税証明書や所得証明書は、6月中旬以降でないことと令和7年分が発行されない場合があるので、取得する際には、市町村に発行が可能な時期を確認のうえ申し込んでください。

給与所得の場合

表面

様式第1号

山形県教育委員会 殿

山形県高等学校奨学金貸与予約申請書

やまがた たちょう

氏名 山形 太郎

生年月日 2000年 00月 00日

住所 山形市松波二丁目8番1号

現在所 山形市松波二丁目8番1号

他奨学金の有無 有

保護者 山形 太郎

父 山形 太郎

母 山形 花子

兄弟 山形 春子

年齢 51

所得の種類 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

※ 枠線内を記入

山形県高等学校奨学金貸与予約申請書

やまがた たちょう

氏名 山形 太郎

生年月日 2000年 00月 00日

住所 山形市松波二丁目8番1号

現在所 山形市松波二丁目8番1号

他奨学金の有無 有

保護者 山形 太郎

父 山形 太郎

母 山形 花子

兄弟 山形 春子

年齢 51

所得の種類 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

※ 枠線内を記入

山形県高等学校奨学金貸与予約申請書

やまがた たちょう

氏名 山形 太郎

生年月日 2000年 00月 00日

住所 山形市松波二丁目8番1号

現在所 山形市松波二丁目8番1号

他奨学金の有無 有

保護者 山形 太郎

父 山形 太郎

母 山形 花子

兄弟 山形 春子

年齢 51

所得の種類 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

所得 給与

収入・売上金額 (税込・万円) 348,780

※ 枠線内を記入

山形県高等学校奨学金貸与予約申請書

やまがた たちょう

氏名 山形 太郎

生年月日 2000年 00月 00日

住所 山形市松波二丁目8番1号

現在所 山形市松波二丁目8番1号

他奨学金の有無 有

保護者 山形 太郎

父 山形 太郎

母 山形 花子

兄弟 山形 春子

年齢 51

所得の種類 給与

裏面

「進学希望欄」・・・申請書提出日現在、希望する学校を○で囲んでください。

(裏)

申請者（生徒）記入欄

進学希望	希望する学校を○で囲んでください。 高等学校 ・ 専修学校（高等課程）
家庭事情	父は給料が少なく、母も家計を助けるため働いていますが、
	大学に行っている姉への仕送りがあり、生活が大変です。
	私の進学により、さらに生活が苦しくなりますので、奨学金
	を希望します。

学習成績（５段階）の 評定平均値	・	(注) 学習成績の評定について文章記述が可能な場合はそれに従ってよい。
人 物	(注) ５段階で評定してください。	

「家庭事情欄」・・・奨学金の貸与を必要とする家庭事情等を具体的に記入してください。

【奨学金の貸与について】

上記の高等学校入学後の手続きが完了した後に貸与を開始します。奨学金は毎月指定口座へ振込みますが、毎年度初回振込分については、5月末に4、5月分をまとめて振込みます（ただし、事務の都合上、初回の振込みが6月以降にずれる場合もあります。その場合は当該月分までをまとめて振込みます。）

【奨学生になったら】

奨学生としての自覚を持ち、生徒にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。
また、家計が好転したときは、奨学金を辞退することもできます。

【貸与が終了したときは】

借用証書及び返還明細書を提出してください。借用証書及び返還明細書には「保証書」記載の連帯保証人の署名・押印が必要です。詳細は貸与終了時に改めてお知らせします。

※ 審査上、連帯保証人の変更を依頼する場合があります。

【奨学金の返還について】

卒業後、貸与総額に応じた返還年数以内に「月払い」、「半年払い」、「年払い」のいずれかの方法で返還します（一括返還も可）。返還金の納入方法については、口座振替による納入制度を実施しています。詳細は貸与終了時に改めてお知らせします。

（月払いの返還例：36ヶ月間貸与を受け、月払いで返還の場合）

区 分		借用金額	返還回数	返還月額
公立等	自 宅	648,000円	120回（10年）	5,400円
	自宅外	828,000円	132回（11年）	6,272円
私 立	自 宅	1,080,000円	144回（12年）	7,500円
	自宅外	1,260,000円	156回（13年）	8,076円

※返還月額に端数を生じた場合は切り捨てし、返還の最終月に差額を調整します。

奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。
約束どおり返還してください。

【返還に困ったとき】

- 高校卒業後、進学、災害や傷病、経済的困難等の場合は、申請により一定期間返還が猶予されることがあります。
- 死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、申請していただくことにより、状況に応じて全部又は一部の返還が免除されることがあります。

山形県教育局高校教育課 経理・奨学金担当
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2052・2513

※ 問合せ等は、在学する学校を通じてお願いします。